

## 第4章 工事申し込み

### 1 給水装置工事の手続き

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、工事着工7日前までに水道事業者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕においては、届出で足りる。

#### 1.1 指定工事業者における給水装置工事の申し込み

指定工事業者における給水装置工事の申し込みは次の事項によらなければならない。

- 1) 給水を受けようとするお客様が指定工事業者を選定し、お客様と指定工事業者とで工事契約を交わす。
- 2) 指定工事業者は、工事申し込みに必要なすべての書類をお客様に説明のうえ作成し、水道事業者に申し込み、承認後、控をお客様に渡す。
- 3) 申し込みの際しての、提出書類は次のとおりとする。
  - (1) 給水装置工事申込書（施行規程第6条）（第1号様式）
  - (2) 給水装置工事設計書、設計図
  - (3) 建築確認通知の写し
  - (4) 着工前の現況写真
  - (5) その他水道事業者が必要と認めた書類  
（寄付願届出書、利害関係者の承諾書等）

#### 1.2 指定工事業者における給水装置修繕工事届出

指定工事業者における給水装置修繕工事届出は、次の事項によらなければならない。

- 1) 給水装置修繕工事を行おうとするお客様が指定工事業者を選定し、お客様と指定工事業者とで工事契約を交わす。
- 2) 指定工事業者は、工事届出に必要なすべての書類をお客様に説明のうえ作成し、工事着工7日前までに水道事業者に届出書を提出する。
- 3) 届出の際しての、提出書類は次のとおりとする。
  - (1) 給水装置修繕工事届出書（施行規程第6条）（第2号様式）
  - (2) 給水装置修繕工事設計図

#### 1.3 工事申し込み及び工事届出の受付

##### 1) 受付時間

申し込みの受付日及び受付時間は、原則として月曜日から金曜日（年末・年始・祝日を除く）までの午前（8時30分から12時）とする。ただし、緊急を要するものは、これ以外でも受付ける。

##### 2) 審査事項

水道事業者は、申し込み書類が提出されたとき、下記事項を審査し受理する。

- (1) 給水装置工事申込書及び設計書（設計図を含む）
  - ① 記載内容の確認（装置所有者の照合等）
  - ② 利害関係者の承諾の有無及び特記事項についての責任の確認
  - ③ 主任技術者の確認
  - ④ 使用材料の確認
  - ⑤ その他水道事業者が必要と認めた書類及び写真の確認
- (2) 給水装置修繕工事届出書

- ① 内容の確認（装置所有者の照合等）
- ② 水道番号の確認
- ③ 使用材料の確認
- ④ 指定工事業者及び主任技術者の確認

#### 1.4 現場調査

申し込み書類を受付後、速やかに審査担当者は次の事項について必要に応じて現場調査等を行う。

##### 1) 給水装置工事設計書との照合

支管分岐承諾は、他人の給水装置の一部を使用して自己の給水装置を設置する場合必要である。又、分岐できる許容限度等を併せて検討する。

##### (1) 支管分岐承諾の範囲

- ① 最初Aが給水装置を設置し、Bが承諾を得て分岐した。更にCがBより分岐する場合は、A Bの承諾書が必要である。又、Dが分岐する場合は、Aの承諾書のみとする。

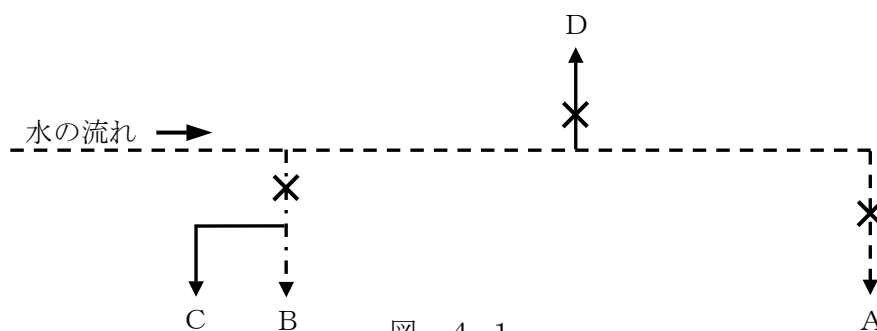


図-4.1

※A・B・Cの共有管からDが分岐する場合は、A～Cの承諾が必要である。代表者が定まっている場合は、代表者の承諾だけでよい。

- ② 最初Aが給水装置を設置しBが承諾を得て分岐した。更にCがBより分岐する場合はA Bの承諾が必要である。

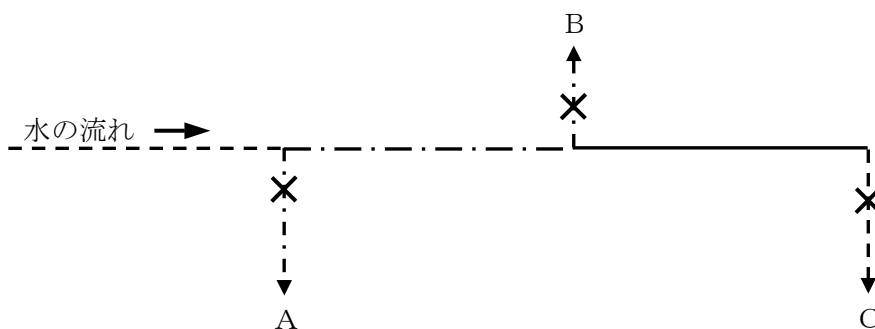


図-4.2

- ③ 給水管が他人の土地を通る場合は、土地の所有者の承諾が必要である。

##### 2) 現場付近の水圧を調査し、給水方式の適否を検討する。

##### 3) 止水栓メータの位置の適否ならびに管種の適否について調査を行う。

#### 1.5 工事の着手（条例第7条第1項及び第2項）

申し込み書類の審査を行い、承認を得たものは工事を着手することができる。

## 2 直結増圧式給水装置の手続き

### 2.1 事前協議

#### 1) 設計水圧協議

- (1) 直結増圧式（他の給水方式と併用する場合を含む、以下同じ。）による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事申込みに先立ち、「直結増圧式給水水圧協議申込書」（第1号様式）を管理者に提出し、水圧協議を行うこと。
- (2) 管理者は(1)の申込書が提出されたときは、設計水圧を定め、「直結増圧式給水設計水圧通知書」（第2号様式）により、申込者に通知する。

#### 2) 設計協議

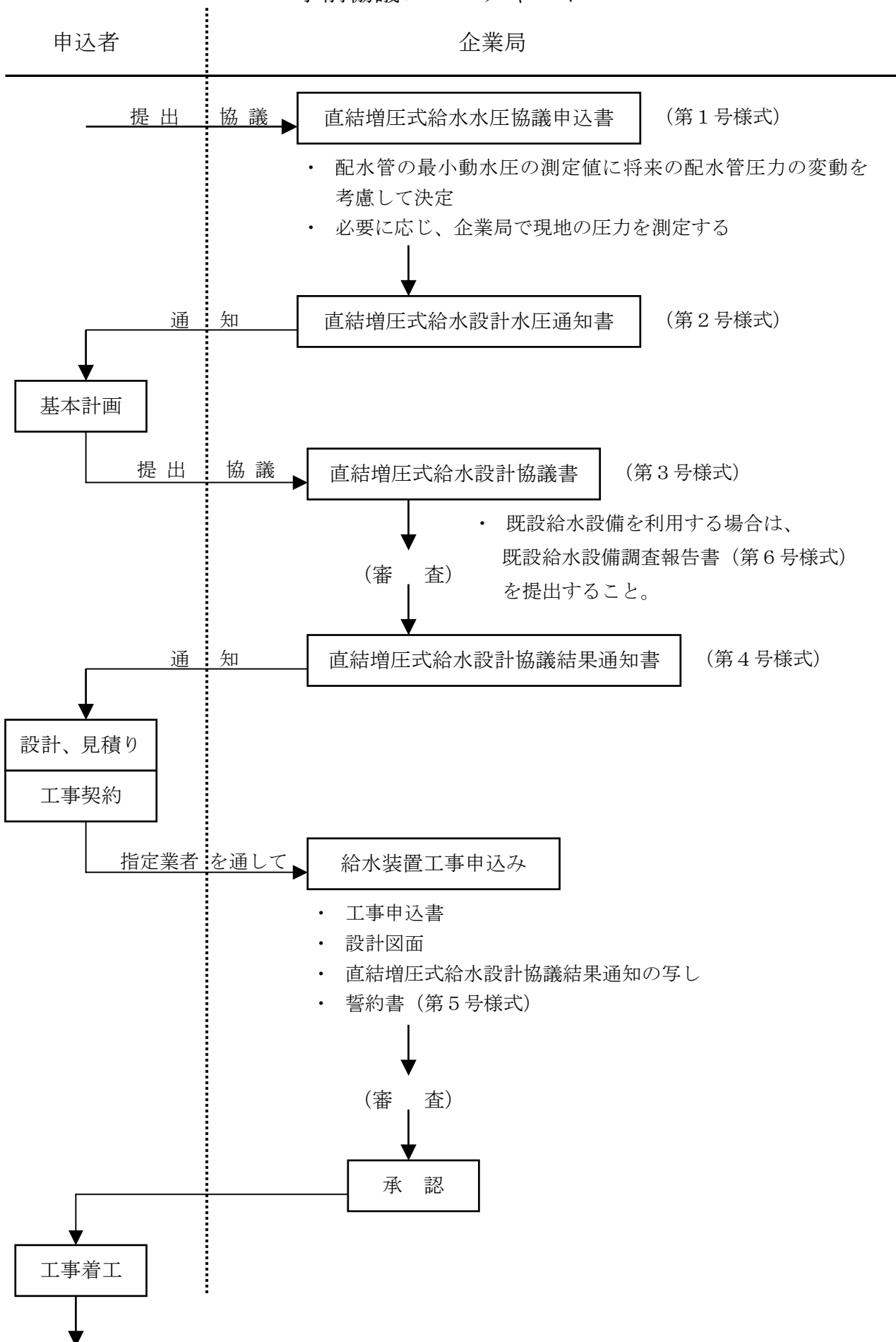
- (1) 申込者は、設計水圧の通知を受けた後、増圧式の給水装置の基本計画を行い、工事着工3ヶ月前までに「直結増圧式給水設計協議書」（第3号様式）を管理者に提出し、設計協議をすること。
- (2) 管理者は(1)の設計協議書が提出されたときは、これを審査し、その結果を「直結増圧式給水設計協議結果通知書」（第4号様式）により、申込者に通知する。

### 2.2 給水装置工事の申込み

増圧式による給水が可能とされる建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、工事申込書の他、次の書類を添付すること。

- ① 直結増圧式給水設計協議結果通知書の写し
- ② 誓約書（第5号様式）

## 事前協議フローチャート



### 3 貯水槽以下の設備の手続き

#### 3.1 各戸検針徴収の申込み

1) 申込書の提出

各戸検針徴収の条件を遵守する証明をするための捺印をし、申請手続きをする。

2) 契約書の締結

各戸検針、徴収等に関する契約を行う。(メータは平型メータとする。)

#### 3.2 工事の届出

貯水槽以下の設備を新設、改造、修繕又は、撤去しようとする場合は、工事着工7日前までに水道事業者の承認を受けなければならない。

1) 貯水槽以下の設備の届出

(1) 所有者が指定工事業者を選定し、指定工事業者に貯水槽以下設備工事を委託する。

(2) 指定工事業者が所有者に委託を受け、申込みに必要なすべての書類を作成のうえ申込みをする。

(3) 申し込みに際しての提出書類は、次のとおりとする。

- ① 貯水槽以下設備工事設置届
- ② 貯水槽以下設備工事設計書、設計図
- ③ その他、水道事業者が必要と認めた書類

2) 申し込み書類の受付

水道事業者は、申し込み書類が提出されたとき、下記事項を審査し、受理する。

(1) 貯水槽以下設備工事設置届

記載内容の確認(所有者の照合等)

(2) 貯水槽以下設備工事図面

- ① 使用材料の確認
- ② 構造の確認
- ③ 設計書の確認
- ④ 図面の確認

3) 工事の着手

申し込みの書類の審査を受け、承認を受けたものは、工事を着手することができる。

4) 工事の施工

貯水槽以下設備工事の施工にあたっては、建築基準法第36条同法施行令第129条の2、建設省告示第1597号、本基準に基づき適切に行わなければならない。

5) 完成届の提出

工事が完成すれば、指定工事業者は貯水槽以下設備の完成届を水道事業者に提出しなければならない。

## 4 道路占用及び使用許可申請

### 4.1 道路掘削工事

道路掘削工事とは、給水装置工事の新設、改造、修繕又は撤去等の掘削から掘削跡の埋戻し本復旧までの一連の工事をいう。

その施工にあたっては、道路法、道路交通法等の関係法規に従い、交通の障害、交通事故の原因とならぬよう留意しなければならない。

#### 1) 許可手続き

道路掘削工事をする場合は、道路法（第32条）道路交通法（第77条）の規定により、工事着工前に道路管理者及び所轄警察署長の占用許可及び使用許可を受けなければならない。また、河川敷、水路敷、下水敷、民間道路（他人の私有地）など道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その所有者及び管理者の占用許可又は承諾を得なければならない。

なお、市街地等の道路下には既設埋設物（ガス管、下水道管、電話線、電力線その他埋設物等）が布設されているので、その布設状況（埋設物の種類、規模、深さ等）を調査し、埋設物管理者と協議を行わなければならない。

### 4.2 道路・河川占用申請

#### 1) 道路占用掘削許可申請

表－4.1

道路区分 項目	国 道	県 道	市 道
申請部数	4 部	4 部	3 部
着工前写真	4 部	4 部	2 部
NTT 協議書	4 部	4 部	
九電協議書	4 部	4 部	
下水道協議書	4 部	4 部	
ガス協議書	4 部	4 部	
その他の協議書	必要な場合は1部	必要な場合は1部	必要な場合は1部
申請書内容	許可申請書 位置図 平面図 横断図 面積求積図 交通対策図 復旧構造図	許可申請書 位置図 平面図 横断図 面積求積図 交通対策図	同 左
完了報告写真	2 部	2 部	

(注) 写真は、水道事業者提出分1部を含む。

(注) 国道については、管の布設延長が20mを超える場合、工事計画書の提出が必要。

#### 2) 河川占用許可申請

- (1) 管理者の指示により写真、字図、登記簿抄本を提出する場合もある。
- (2) 申請書内訳は、位置図、平面図、断面図、その他
- (3) 申請部数2部（管理者によって提出数は異なる。）